

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南越前町長 岩倉 光弘

市町村名 (市町村コード)	南越前町 (18404)	
地域名 (地域内農業集落名)	上野 (上野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月11日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手の高齢化と離農が加速している。
- ・耕作地の排水性が悪く、強いぬかるみにより作業性が悪い圃場があり、そういった圃場の耕作放棄が進んでいる。
- ・畦畔の草刈りに関し、地権者の協力がなかなか得られず、耕作者の負担になっている。
- ・規模拡大の意欲のある担い手がない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主体として、飼料用米、そば等の転作作物を作付けする。
- ・農地中間管理機構を活用し、後継者のいる担い手を中心に耕作放棄を防いでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	90.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を介して担い手間の農地の交換を進め集積集約化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、離農する耕作者の農地を後継者のいる担い手を中心に継承。担い手間の農地交換。
(3)基盤整備事業への取組方針
現状耕作放棄されている農地は、排水性が悪く作業性が悪い場所で、優先して排水不良の改善を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手及び耕作者の意向を踏まえながら、関係機関と連携し、他集落の耕作者を積極的に呼び込む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
シルバー人材センターへの畦畔草刈りの委託。また、担い手が各自で省力化を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

上野区の農家組合を主体として、区民全体で防護柵の維持管理を行う。

⑦保全・管理等

多面的機能交付金を活用し、上野区全体で農地、水路の維持管理を行う。